

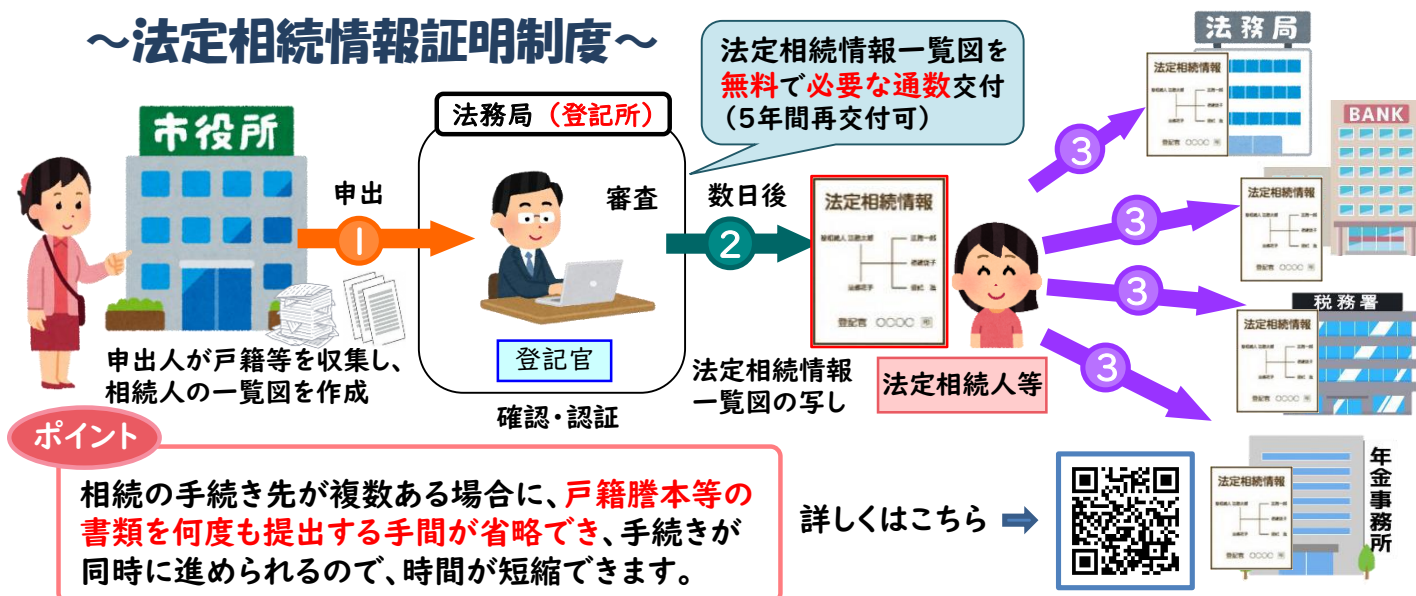


岐阜地方法務局からのお知らせ



法定相続情報一覧図を**無料**で交付します！

～法定相続情報証明制度～



不動産を相続したら**登記**をする**義務**があります！

ポイント
1

相続したことを知った日から**3年以内**に必ず登記

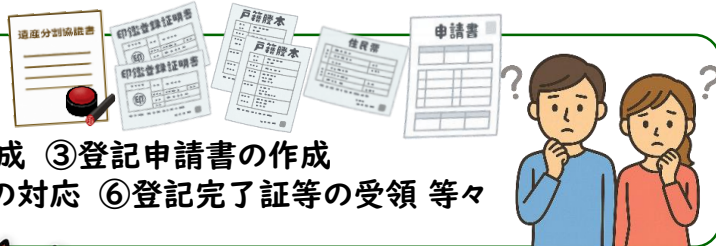
※正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が課される可能性があります。

ポイント
2

義務化前（令和6年4月1日より前）に相続したことを知った不動産は**令和9年3月31日までに登記を！**

相続登記の申請手続きとは？

- ①戸籍等の取り寄せ
- ②遺産分割協議書の作成
- ③登記申請書の作成
- ④登記所への提出
- ⑤書類の訂正・追加提出の対応
- ⑥登記完了証等の受領 等々



方法1 専門家に依頼

おすすめ

※相続登記の申請は**非常に複雑**です。



相続登記相談特設サイト
（日本司法書士会連合会）
フリーダイヤル
0120-13-7832

司法書士総合相談センター（無料）
岐阜県司法書士会

方法2 ご自身で手続き

※法務局に複数回お越しいただく必要があります。



法務省HP



手続き案内（完全予約制）

- ・手続き案内は**1回当たり20分以内**です。
- ・申請書類の事前審査はできません。

住所・氏名の変更登記が義務化されました！

- ・令和8年4月1日から不動産の所有者の住所や氏名・名称の変更登記が義務化されました。
- ・個人も、法人も、住所や氏名・名称の変更の日から2年以内に登記をする必要があります。
- ・制度が開始される令和8年4月1日より前の変更も義務化の対象です。
- ・正当な理由なく義務に違反した場合、5万円以下の過料が科される可能性があります。

「スマート変更登記」でらくらく安心！

かんたん・無料の手続きをしていただければ、その後は法務局が職権で住所や氏名・名称の変更登記を行います。

詳しくはこちら →



あなたの大切な遺言書を法務局が保管します！

自筆証書遺言書保管制度

自筆証書遺言書は、手軽で自由度が高いというメリットがある反面、作成された遺言書が、遺言者の死亡後、相続人に発見されなかったり、改ざんされたりするというデメリットが指摘されていました。そこで、自筆証書遺言書を法務局で保管する制度が開始されました。



ポイント 法務局に保管すると・・・

- ・遺言書の紛失や改ざんなどのおそれがありません。
- ・遺言書の外形的な確認を法務局が行います（申請手数料は3,900円）。
（遺言の内容についての相談・審査はお受けできません。）
- ・法務局に保管をすると、家庭裁判所での検認手続きが不要です。
- ・遺言者が亡くなられた後、遺言者があらかじめ指定した方に対して、法務局から通知をすることができます。



遺言書はかんガルー

詳しくはこちら →



相続土地国庫帰属制度

相続した不要な土地を国が引き取ります！

① 承認申請



※ 審査手数料の納付も必要

② 要件審査・承認



③ 申請者が10年分の 土地管理費相当額の 負担金を納付



④ 国庫帰属



重要！【土地の要件】

- ①建物が建っていない土地、②担保権や使用収益権が設定されていない土地、③他人の利用が予定されていない土地
- ④土壌汚染のない土地、⑤境界が明らかで、所有権の存否や範囲について争いがない土地など

詳しくはこちら →

